

## 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に係る補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金(医療分)交付要綱(以下「県要綱」という。)に定める時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に係る補助金(以下「補助金」という。)に関して、県要綱第11条の規定に基づき、県要綱第4条及び県要綱第9条の規定によることができない手続について定めるほか、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (基準額)

第2条 県要綱別表第2欄に定める知事が必要と認めた額は、ワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者の派遣を行った医療機関(派遣元)ごとに、次により算出された額の合計額とする。

- (1) 医師 1人1時間当たり 7,550 円×知事が必要と認めた時間数
- (2) 看護師等 1人1時間当たり 2,760 円×知事が必要と認めた時間数

### (対象期間)

第3条 本補助金の交付対象となる期間は、第1期間(令和3年4月1日から同年12月4日まで)、第2期間(令和3年12月5日から令和4年3月末まで)、第3期間(令和4年4月1日から同年8月6日まで)、第4期間(令和4年8月7日から同年10月1日まで)、第5期間(令和4年10月2日から同年12月31日まで)、第6期間(令和5年1月1日から同年3月31日まで)の各期間とする。

### (交付の申請等)

第4条 県要綱第4条及び県要綱第9条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請及び実績報告は、別記様式第1号の申請書兼事業実績報告書によるものとする。

2 前項の申請書兼事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書兼医療従事者派遣実績報告書(別記様式第2-1号~2-4号)
- (2) 口座振替依頼書(別記様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書兼事業実績報告書の提出期限は、第1期間実施分については令和3年12月24日、第2期間実施分については令和4年4月15日、第3期間実施分については令和4年8月31日、第4期間実施分については令和4年10月31日、第5期間実施分については令和5年1月27日、第6期間実施分については令和5年3月31日とする。

### (補助金の交付)

第5条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該事業の申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する交付決定及び額の確定を行った日の属する月の翌月末までに、補助金を支払うものとする。

### (補助金の返還)

第6条 補助事業者は、交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取り消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月24日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月11日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。